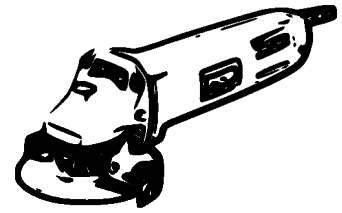


ハンドグラインダーは、小型の電動機を用い先端に円板の砥石を回転させ、金属、樹脂、大理石などの乾式平面研削を目的とした携帯用工具です。

その手軽さから、塩ビ管や木材の切断にも使用されているようですが、ハンドグラインダーでの事故が相次いでいます。



事故事例

- 事例1) 型枠をハンドグラインダーで切断中、刃が引っかかり手を滑らせて左手指を損傷したもの。砥石をチップソーに替えていた。(重傷)
- 事例2) 排水フリーム内で中腰になりコルゲートパイプを切断していたところ、ハンドグラインダーが反発し手にあたって負傷したもの。(重傷)
- 事例3) ベビーサンダーで側溝の加工作業中に研削破片が目に入ったもの。(軽傷)
- 全国事例) 鉄骨平屋建新築工事の内装作業において、高さ1.6mの足場上でハンドグラインダーを使用して天井吊りエアコンのために鉄製軽量下地を切断中に、ハンドグラインダーが跳ね返り首右頸動脈を切断した。(死亡)

注意事項

- ①砥石を上向きにして使用は絶対しない。
- ②ホイールガードを外して運転しない。(則117)
- ③**正規の砥石を使用し、正規の使用面で使用する(則119, 120)。**
砥石に表示されている最高使用周速度を超えない範囲で使用する。
チップソーなどの本機以外の刃を取り付けての切断作業に使用しない。(物理的に取付可能でも本来は防塵丸鋸用です)
丸鋸は手を離せば止まりますがグラインダーはスイッチ式なので手を離れても回り続け、機械が暴れ、怪我が重くなります。また刃が引っかかった時の反発はものすごい力で、手では押さえられません。
丸鋸やチップソーを装着してはいけないという法律はありませんが、逆に丸鋸を装着することにより木材加工用機械となり、規則122条以降の規格を満足できないと思われます。
- ④砥石のヒビ、ワレがないことを確認し試験運転を行う。(則118)
- ⑤小さい加工物を加工する際加工物は確実に保持して行う。
- ⑥狭い箇所や無理な姿勢で作業しない。
- ⑦作業中は周囲の人の安全確保にも十分注意をはらう。また研削火花は直接手足に触れないようにする。
- ⑧作動させたままで放置しない。
- ⑨**砥石の取替え試運転は砥石の安全に関する特別教育を受けたものが行う。(則36条)**
- ⑩安全メガネ・革手袋(アラミド繊維等の耐切創手袋が望ましい)・防塵マスク等の防護具を使用すること。

